

前回の懇話会(10/22)で出された意見について(「第2次田辺市男女共同参画プラン 令和5年度推進状況報告書」に関する内容)

ご意見に対する担当課からの回答

施策名	担当課	懇話会委員ご意見等	担当課回答
基本目標1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり/施策(2)男女共同参画に関する学習の推進/3.学校等における男女平等を推進する教育の充実			
PTA等の研修機会を活用した保護者に対する男女平等の意識づくり	生涯学習課	<p>PTA連合会の母親委員会について ・母親委員会について、違和感があるので解散したとありますが、母親限定の委員に違和感があるということは、女性だけが委員になることに違和感があるということでしょうか。解散という結論は、全国的なのか県下だけなのかも分かりませんがそういうことを感じました。</p> <p>プラン推進状況報告書P14</p>	<p>家庭環境も様々に変化し、男女関係なく家事や子育てを分担する家庭が増えてきている中で、性別を限定した委員会に違和感があるということです。</p> <p>全国的に母親委員会は廃止されている状況で、本市PTA連合会は「児童生徒数が少ないなか、母親委員の選出が難しい。」との声がありましたので解散としましたが、男性も参加できるように名称を変更するPTAもあります。</p>
基本目標2. 誰もが参画できる男女共同参画による社会づくり/施策(1)政策・方針決定過程への男女共同参画の推進/13.行政における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進			
公募制度等を積極的に活用した審議会等委員の女性比率の拡大	男女共同参画推進室	<p>審議会委員のところ、女性比率が0%のところを1人でも2人でも増やすよう、男女共同参画推進室から働きかけをしていただきたい。(お願い文を出すだけではなく、審議会の事務局を持っている担当課に働きかけるなど。)</p> <p>プラン推進状況報告書P22</p>	<p>男女共同参画推進室では、各課あてに、審議会等の委員を各団体に選出依頼される際に女性の推薦を配慮していただきたい旨文書で依頼しているところです。また昨年度の第3次田辺市男女共同参画プラン策定時には、山村林業課や防災まちづくり課等とヒアリングを行い、各所管の審議会の女性参画状況を聞きとり、室から女性割合の増加について働きかけをしたところですが、審議会等の性質によって難しい面もあるのが現状です。</p> <p>今後も関係課と連携しながらさらなる女性割合の増加について取り組んでまいります。</p>
行政における女性管理職の割合の増加	総務課	<p>女性職員の割合が3割近くあるのであれば、職員管理職の女性比率も30%になってもよいのでは。様々な事情もあるかと思いますが、取り組んでいってほしい。</p> <p>プラン推進状況報告書P22</p>	<p>男女の別に捉われることなく適材適所を考慮して人事配置を行っており、今後も引き続き性別に関わりなく各職員の能力や適性に応じた人事配置に取り組んでまいります。</p>

施策名	担当課	懇話会委員ご意見等	担当課回答
参考資料①【審議会等一覧(令和5年度女性の参画状況調査票)】No.90(母子保健推進員) について			
	健康増進課	母子保健推進員について ・母子保健推進員は女性のみなのでしょうか。男性は母子保健には関わることはできないのでしょうか。	現在、母子保健推進員は70名で活動しており、全員が女性です。母子保健推進員の役割としては、母性または乳幼児の健康の保持増進のため、市の健診、健康相談、健康教育への参加呼びかけ及び参加、市の事業における母親支援等の活動をしております。母子保健推進員設置要綱では、第3条に母子保健推進員は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する推進員をもって組織するとうたっており、地域の母子保健福祉に理解と情熱をもち、母子保健活動に協力いただける方とありますので、男性が母子保健推進員としての活動は可能です。
参考資料①【審議会等一覧(令和5年度女性の参画状況調査票)】No.94(地区公民館長)、No.95(公民館の分館長) について			
	生涯学習課	地区公民館長、公民館の分館長について ・積極的に女性の方に公民館活動の中心となってやっていただきたい。地域から男女共同参画を進めていく上で重要なことだと考えているので、女性が入ってもらえるように考えていただきたい。公民館長、公民館の分館長はどんな選ばれ方をしているのか、またなぜそこに女性が入っていないのかをお聞きしたい。	○地区公民館長の任命について 地区公民館長は、当該公民館区内の町内会等から候補者推薦書が提出され、定例教育委員会で承認後、正式任命されます。 ○分館長の任命について(龍神、大塔、中辺路、本宮)共通 退任する分館長に次の候補者を選定していただき、公民館長(教育事務所長)から候補者推薦書が提出され、定例教育委員会で承認後、正式任命されます。なお、候補者がいない場合、職員と分館長で次の候補者を探し、お願いにあがっています。 前回の改選時に女性の地区公民館長・分館長の推薦がなかったため、現在、女性の方が入っていない状況です。